

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い（各国比較）

施設の類型		参議院提出案	政府案	中国 (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (ソチ) 2014年冬季	ブラジル (リオデジャネイロ) 2016年夏季	韓国 (ピョンチヤン) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク)	フランス	ドイツ (ベルリン)										
小中高		敷地内禁煙 【注1】	敷地内禁煙 【屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所(屋外喫煙場所)を設置することは可】	敷地内禁煙 【注5】			敷地内禁煙		敷地内禁煙 【注6】		敷地内禁煙	敷地内禁煙										
医療施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)								屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)		屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙								
大学		原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)										
行政機関																						屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
行政機関以外の官公庁																						
運動施設		原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)										
劇場等のサービス業施設 事務所(職場)																						
ホテル、旅館 (客室を除く)		原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)										
飲食店																						
	食堂、 ラーメン店等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 喫煙専用室が無くても喫煙可 【注2】 (施設面積30㎡以下)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 喫煙専用室が無くても喫煙可 (既存店舗のうち、個人又は中小企業運営(資本金5000万円以下)又は客席面積100㎡超)【注3】 新規店舗又は大企業運営(資本金5000万円超)又は客席面積100㎡以下【注4】						原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)										
	バー、 スナック、 居酒屋等																					
バス、タクシー		車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)						原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)										
鉄道、船舶		原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)						原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)										

【注1】ホスピス等では例外的に屋外に喫煙場所の設置可。

【注2】小規模(施設面積30㎡以下)のバー、スナック、居酒屋等(20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、酒類の提供が行われる施設)が該当。これに加え、管理権原者以外に従業員がいない、又は喫煙可能であることについて全従業員の同意を得ていること、20歳未満の者の立入禁止の措置を講じていること、これら全ての要件を満たしていること及び受動喫煙のおそれがあることを掲示していることが必要。 【注3】その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規模会社の所有に属している場合などを除く。

【注4】別に法律で定める日までの間、喫煙可能とする。この場合、当該飲食店(喫煙可能室部分)について、20歳未満の客及び従業員を立ち入らせることを禁止。また、喫煙可能な場所であること及び20歳未満の者の立入りが禁止されていることを記載した標識を掲示すること等を義務付け。

【注5】児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。 【注6】建物の屋上や各施設の入出口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。 【注7】いわゆるキャバクラ等の業態に限られる。

【注8】喫煙可能であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている